

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和7年(2025年)8月15日作成)

[所管: 環境部 ゼロカーボンシティ推進課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市立環境交流センター条例	6	豊中市立環境交流センターの使用承認取消し等	B
2	豊中市立環境交流センター条例	7	豊中市立環境交流センターの入館の禁止	A
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処分名	豊中市立環境交流センターの使用承認の取消し等	
根拠法令及び条項	豊中市立環境交流センター条例第6条	
所管部課(室)係名	環境部 ゼロカーボンシティ推進課	
処分 分 基 準	関係条項	同条例第5条、第10条、第11条、同条例施行規則第12条
	基準	<p>同条例第6条(使用承認の取消し等)</p> <p>市長は、センターの施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2)この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>①豊中市立環境交流センター条例第10条に掲げる義務を履行しないとき。</p> <p>②豊中市立環境交流センター条例第11条の承認を受けずに特別の設備又は装飾をしたとき。</p> <p>③豊中市立環境交流センター条例施行規則第12条に規定する届出をしないとき。</p> <p>(3)承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4)暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(5)管理上支障があるとき。</p> <p>①に該当する場合のほか、虚偽の申込又は利用形態により、同条例第5条(使用制限)に定める理由に該当することとなったとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式B-2

不利益処分の処分基準

処分名	豊中市立環境交流センターの入館の禁止	
根拠法令及び条項	豊中市立環境交流センター条例第7条	
所管部課（室）係名	環境部 ゼロカーボンシティ推進課	
処分 基準	関係条項	同条例第5条
	基準	<p>同条例第7条（入館の禁止）</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命じることができる。</p> <p>(1)他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者。</p> <p>《例示すると、以下のとおりです。》</p> <p>①凶器又はこれに類する物を公然と所持する者その他入館者に危害を及ぼすおそれがあると認められる者。</p> <p>②異臭を放つ物品を所持している者。</p> <p>③拡声器等を使用している者。</p> <p>④大型又は危険な動物その他入館者に不快感を与える動物を所持している者。</p> <p>(2)管理上必要な指示に従わない者。</p> <p>(3)その他管理上支障があると認める者。</p> <p>《例示すると、以下のとおりです。》</p> <p>①放歌、放言など、入館者に迷惑を及ぼす者又はセンターの設置目的を損なう言動を公然と行う者。</p> <p>②その他上記に準ずる者。</p>
	参考事項	
備考		